

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
4. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「一般」と表示しなければならない。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、当該運転者に係る乗務員台帳を保存しておく必要はない。
11. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
12. 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。
13. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、（ ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
[A. 自己の目的 B. 自治体等の要請 C. 他人の需要]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、() に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

[A. 運行管理規程 B. 就業規則 C. 事業計画]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を() 結果を生ずるような競争をしてはならない。

[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]

18. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の() を受けなければ、その効力を生じない。

[A. 許可 B. 認可 C. 承認]

19. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年() までに届け出なければならない。

[A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日]

20. 旅客自動車運送事業者は、() の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者]

21. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、()、弁明しなければならない。

[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]

22. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の() 及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]

23. 旅客自動車運送事業者は、() 状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

24. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において() 保存しなければならない。

[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]

25. 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ ）を受けさせなければならない。

[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

26. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（ ）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修]

27. 自動車の（ ）は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者]

28. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。

[A. 十日 B. 十五日 C. 三十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の（ ）日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

30. 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。）は、（ ）ヵ月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（×）
- 2.（運送法23条1項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（○）
- 3.（運送法23条の5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（○）
- 4.（運送法31条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（×）
- 5.（運送法95条）一般貸切旅客自動車運送事業における事業用自動車には、その自動車の外側に「貸切」と表示しなければならない。（×）
- 6.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 7.（運輸規則15条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。（○）
- 8.（運輸規則24条3項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。（○）
- 9.（運輸規則28条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。（○）
- 10.（運輸規則37条2項）旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務

員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。(×)

- 1 1. (運輸規則 38 条) 旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(×)
- 1 2. (運輸規則 51 条 2 項) 事業用自動車の故障等により踏切内で運行不可能となったときは、速やかに、旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとらなければならない。(○)
- 1 3. (車両法第 61 条 1 項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)
(×)
- 1 4. (運送法 2 条) 道路運送法の「旅客自動車運送事業」とは、(C: 他人の需要) に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。
- 1 5. (運送法 10 条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の (C: 割戻し) をしてはならない。
- 1 6. (運送法 16 条) 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(C: 事業計画) に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- 1 7. (運送法 30 条 2 項) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を (B: 阻害する) 結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 1 8. (運送法 36 条 1 項) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の (B: 認可) を受けなければ、その効力を生じない。
- 1 9. (運送法施行規則 66 条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年 7 月 1 日から 6 月 30 日までの期間に係る変更について、毎年 (C: 七月三十一日) までに届け出なければならない。
- 2 0. (運輸規則第 2 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、(A: 経営の責任者) の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
- 2 1. (運輸規則第 3 条) 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、(C: 遅滞なく)、弁明しなければならない。

22. (運輸規則21条1項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の(B:勤務時間)及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。
23. (運輸規則21条4項) 旅客自動車運送事業者は、(C:酒気を帯びた)状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。
24. (運輸規則26条の2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において(C:三年間)保存しなければならない。
25. (運輸規則38条2項1号) 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
26. (運輸規則48条の3) 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる(A:業務の適確な実行)及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
27. (車両法47条の2) 自動車の(C:使用者)は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
28. (車両法52条) 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から(B:十五日)以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。
29. (施行規則10条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の(30)日前までに運賃及び料金設定(変更)届出書を提出するものとする。
30. (運輸規則36条) 旅客自動車運送事業者(個人タクシー事業者を除く。)は、(2)ヵ月以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。